

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第四百号

農地調整關係施設負担金（補助金）交付規程を次のように定める。

昭和二十四年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農地調整關係施設負担金（補助金）交付規程

第一條 知事は昭和二十四年十月農林省告示第三二八号農地調整關係施設負担金（補助金）交付規程による負担金（補助金）を市町村に交付するときはこの規程による。

第二條 この規程による負担金（補助金）の交付を受けようとする市町村は様式第一号による申請書に左に掲げる書類を添付し二通を知事に提出しなければならない。

昭和二十四年十一月二十二日
第二千六十五号 火曜日

本書ノ大ナル 國定規格A五判

5。

一、様式第二号による事業計画書
二、様式第三号による收支予算書

前項の書類の外知事は必要と認める書類の提出を命ずることがある。

第三條 負担金（補助金）の交付を受けた市町村で前條の規定により知事に提出した書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは予め知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出があつた場合には知事は必要と認めるときは同項の届出について必要な事項の変更を命ずることがある。

第四條 第二條の負担金（補助金）の交付を受けた市町村は翌年六月十五日迄に様式第二、第三号による事業成績書及び收支決算書を知事に提出しなければならない。

00452

5。
 第五條 負担金(補助金)の交付を受けた市町村で負担金(補助金)の交付を受けて支出した費用を返納しようとするときは事由を附してその旨を知事に報告しなければならぬ。

第六條 負担金(補助金)の交付を受けた市町村が左の各号の一に該当するときは知事は負担金(補助金)の全部若しくは一部の還付を命ずることがある。

- 一、本規程に違反したとき。
- 二、負担金(補助金)交付の條件に違反したとき。
- 三、支出額が予算額に比べて減少したとき。

附 則

第一條 この規程は公布の日から施行する。

第二條 この規程によつて市町村が知事に提出する書類は所轄地方事務所を経由しなければならぬ。

第三條 昭和二十二年八月鳥取縣規則第十五号は廃止する。

様式第一号

年 月 日

市 町 村 長 印

鳥取縣知事殿

農地調整関係施設負担金(補助金)交付申請

昭和 年度に於て農地調整法並びに自作農創設特別措置法に基く農地委員会施設を実施したいので同負担金(補助金)交付規程第二條の規定により次の関係書類を添付し申請するから相当の補助金の御交付願いたす。

記

- 一、事業計画書
- 二、收支予算書

様式第二号

事業計画書(又は事業成績書)

種 別 事業計画(又は事業成績)

農地委員会 市町村農地委員会

00453

委員人数	委員会
書記数	人
調査件数	件
調査面積	町 反 歩
委員会開催数	回 延 日数
書記退職者数	人
選挙事務取扱人員	人
選挙関係施設数	個所
有権者数	人

様式第三号

收支予算書(又は收支決算書)

収入の部

科 目	予算額	前年度予算額	比 較
(又は決算額)	(又は決算額)	(又は決算額)	増△減
国庫(縣費)	円	円	
負担金			
(補助金)			
計			

支出の部

科 目	予算額	前年度予算額	比 較
(又は決算額)	(又は決算額)	(又は決算額)	増△減
市町村農地委員会費	円	円	
委員手当	円		
書記手当	円		
委員旅費	円		
書記旅費	円		

告 示

鳥取縣告示第六百四十三号

本材業者及び製材業者第四條の規定により次のように登録した。

昭和二十四年十一月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00454

住 所	氏 名	木材業 の別	材種	登録番号	登録 年月日	営業所工場の位置
東伯郡小鹿村神倉九六三	岩山初藏	木材業		鳥取縣受林 第二五一一号	昭和二十 四年十一月 十七日	住所に同じ
同	同	製材業		同 二五二二号	同	東伯郡小鹿村神倉字養谷一 六六ノ四
西伯郡齋藤村長三七八	西村茂雄	同		同 二五二三号	同	住所に同じ
同五千石村福市一、二四五	西村繁雄	同		同 二五二六号	同	同 齋藤市一、二四六
日野郡根雨町金持四七八	若林恭壽	木材業		同 二五一七号	同	住所に同じ
八頭郡若櫻町若櫻一三五ノ七	中尾哲司	同		同 二五一八号	同	同
日野郡日野上村三榮一、四七一	井川信市	同		同 二五一九号	同	同
同黒坂町黒坂一、四五〇	黒坂物産協同組合 組合長 池府益治	製材業	一般製材	同 二五二〇号	同	同 黒坂町中菅字滝山五七六
兵庫縣神戸市灘区鹿ノ下通 り一丁目四	梶本顯一	木材業		同 二五三四号	同	同日野上村矢戸 一、一九六ノ四
日野郡根雨町三谷七七ノ一	景山孫平	同		同 二五三五号	同	同 根雨一、二八
鳥取市丹後片原町一	北村国雄	同		同 二五四三号	同	鳥取市行徳三ノ一六
同寺町一、二ノ四	中杉廣藏	同		同 二五四四号	同	住所に同じ
岩美郡成器村中河原三五	須崎光留	同		同 二五四五号	同	同
鳥取市今町一丁目一〇〇	鳥取第一木材林産 協同組合	同		同 二五四六号	同	同

00455

同	同	同				
氣高郡神戸村岩坪四九三	福本隆壽	製材業	一般製材	同 二五四七号	同	鳥取市行徳二ノ五
同鹿野町鹿野一、三九八	鹿野町農業協同組合	木材業		同 二五五五号	同	同上岩坪字土井東五一四 住所に同じ
同	同	製材業	一般製材	同 二五五六号	同	同 鹿野一、三五四ノ一外三 今在家三七三ノ一
同東郷村今在家一四九ノ二	東郷村農業協同組合	同		同 二五五七号	同	住所に同じ
八頭郡若櫻町芦津一六九	武留清治	木材業		同 二六二七号	同	住所に同じ
大阪府池田市城南町東 八五ノ一	田村佐和重	同		同 二六二八号	同	八頭郡智頭町智頭 一、八一ノ四
鳥取市西町四六ノ三	高取要藏	製材業	一般製材	同 二六三〇号	同	同上私都村大坪六六
八頭郡智頭町芦津八九	寺谷虎治	木材業		同 二六三二号	同	住所に同じ
同用瀬町用瀬二六六	用瀬工業有限公司	同		同 二六三三号	同	同
鳥取市西町四六ノ三	高取要藏	同		同 二六三一号	同	八頭郡下私都村大坪六六
八頭郡用瀬町用瀬二六六	用瀬工業有限公司	製材業	一般製材	同 二六三四号	同	住所に同じ
同智頭町南方四三八	米井信夫	木材業		同 二六三五号	同	同
兵庫縣城崎郡豊岡町 九日市下町三五五	北但枕木株式会社	同		同 二六四一号	同	日野郡石見村花口二二一
東伯郡北谷村森二四七ノ五	西谷辰藏	製材業	一般製材	同 二六四五号	同	同 森字荷堀二五一

00462

(第三面)

(木炭の部に同じ)

(第四面)

(木炭の部に同じ)

(第一面)

年 月 日交付	瓦 斯 用 薪	薪 炭 手 帳	登 録 第 号	工 場 名	所 在 地	市 郡	町 村	丁 目	番 地
				責 任 者 名	原 木 供 給 地	市 郡	町 村	丁 目	番 地
鳥 取 縣	鳥 取 縣	鳥 取 縣	鳥 取 縣	鳥 取 縣	鳥 取 縣	鳥 取 縣	鳥 取 縣	鳥 取 縣	鳥 取 縣

00463

(第二面)

年度	生産 目標 量	生産 目標 量	月 次 当 生 産 目 標	月 次 当 生 産 量	計	月 月 月 月	生産 讓 渡 数 量	檢 査 數 量	一 回 二 回 三 回 四 回 計	當 月 分 累 計	讓 渡 數 量	檢 査 吏 員 認 印	主 務 者 名	補 助 者 名	主 務 者 名	補 助 者 名	(備 考)

様式第四号を次のように改める。

1、炭窯の部		炭窯登録証票	鳥取縣
登録番号	第 号		
登録年月日	年 月 日		
所有者	市 町 丁目	番地	
所在地	市 町 丁目	番地	
一回平均出炭量	俵(一五)炭窯形式(炭白、黒の別)		
2、瓦斯用新製造工場の部			
瓦斯用新製造工場登録証票 鳥取縣			
登録番号	第 号		
登録年月日	年 月 日		
所有者	市 町 丁目	番地	
所在地	市 町 丁目	番地	
馬力	馬力 鋸 台		

様式第五号炭窯の大きさ、型式、炭種(又は馬力)欄中「馬力」の次に「鋸台数」を加える。

◆鳥取縣告示第六百四十六号
兒童福祉法第二十三條、第二十四條及び第二十七條第一項第三号の規定による措置等のため支出する費用のうち、昭和二十四年度第三・四半期各施設別事務費の月額限度を次の通りとする。

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
昭和二十四年十一月二十二日

施設別	施設名	所在地	月 額
母子寮	鳥取母子寮	鳥取市	一六、七八五
同	米子同	米子市	一一、一〇〇
同	岩井同	岩美郡岩井町	四、八一〇
同	倉吉同	東伯郡倉吉町	九、三三七
同	溝口同	日野郡溝口町	八、七七一
保育所	みたから保育園	鳥取市	一三、二八〇

同	母子寮同	同	八、六四七	同	香寶寺同	同淺津村	二二、九八二
同	双葉同	同	一三、五一七	同	波善々園	西伯郡渡村	三〇、七二〇
同	賀露同	同	二〇、七〇三	同	建徳保育園	同外江町	一六、九四八
同	富桑同	同	一一、九六五	同	梅檀同	同境町	一〇、二二五
同	甘露園	同	九、三九〇	同	御來屋同	同御來屋町	二四、五一〇
同	久松保育園	同	二四、七三七	同	淀江同	同淀江町	三〇、一七三
同	小さき花園	同	二二、〇二七	同	多里同	日野郡多里村	一四、三八七
同	修立保育園	同	一五、一四九	同	養護施設 鳥取育児院	鳥取市	五四、六一三
同	聖園マリヤ園	米子市	七、六七三	同	因伯保兒院	東伯郡倉吉町	二二、六二〇
同	米子市保育園	同	九、一九四	同	聖園天使園	米子市	三〇、二五一
同	仁慈保幼園	同	一四、八一〇	同	天心学園	西伯郡光徳村	三、六三四
同	愛宕同	同	一八、六三六	同	獎徳学校	米子市	五四、二七五
同	愛光園	同	二二、一一六				
同	青谷愛兒園	同	二二、〇九〇				
同	倉吉同	同	二〇、四五九				
同	赤碕保育園	同	二九、〇六三				
同	八橋同	同	一七、一八七				
同	上井同	同	三四、六五〇				

◆鳥取縣告示第六百四十七号
次の者は兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定により保育の資格を有する者であることを証明した。

昭和二十四年十一月二十二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

